



鳥取港

(平成20年6月)

1. 沿 革

鳥取港は鳥取県東部にある鳥取市街地の北西6 km、一級河川千代川の河口に位置し、かつては賀露港として知られ、古くから朝鮮半島、出雲、隠岐、但馬方面などの交通の要衝として発展してきました。

近世に入って、鳥取藩池田家32万石の城下町として繁栄すると共に、賀露港も商船や漁船の200～300石程度の中型船が入港していました。

明治、大正には賀露港の主だった修築はなされず、在来港湾の機能を維持する程度にとどまっていた。

昭和に入って、千代川の改修工事が本格的に進展し、河口処理問題が検討される中、昭和28年に地方港湾鳥取港として指定され、漁船を対象に防波堤や物揚場等の港湾施設の整備が始まりました。

昭和50年に重要港湾の指定を受け、昭和51年に港湾計画を策定し、平成2年には、10,000t岸壁1バース、5,000t岸壁3バース、危険物取扱施設用地等を有する千代地区が完成し、物流の拠点として機能の充実が図られました。また、漁業関連施設の充実を図るために整備を進めてきた西浜地区は、平成11年度に漁港区として供用を開始しています。

港湾計画は、環日本海交流の一翼を担う流通拠点としての機能や、防災拠点としての機能を充実させるとともに、人々が集い、賑わうことのできる地域特性を活かした港湾環境の整備を図るために策定しています。主な内容は、

鳥取港の利用を促進するため、港内静穏度の向上及び入出港船舶の安全性のより一層の向上を図る。

- ・ 港内静穏度対策（消波ブロックの設置）
- ・ 中・小型船舶の入出港安全対策（西浜航路の新設）
- ・ 漁港区の静穏度対策（防波堤の新設）

大規模地震災害時の緊急対応を可能にするため、**既存岸壁の耐震性を強化する。**（完成）
 海洋性レクリエーション需要の増大に対処するため、**ボートパークを整備する。**（完成）
 港湾と周辺住宅地の環境保全、さらに避難緑地としての機能を備えた快適で潤いのある港湾環境を創造するため、**港湾緑地を整備する。**（完成）

であります。

本港は、対岸貿易を行うのに極めて有利な位置にあり、今後、山陰地方東部の物流拠点としてはもとより、環日本海交流の海の玄関として発展が期待されています。

年号	記 事
承応2年 (1653)	初代鳥取藩主池田光仲が賀露港(現鳥取港)に川口番所(御船手番所)を設置
明治23年 明治25年	西防波堤築造 賀露港と境港間及び賀露港と但馬津居山港(兵庫県豊岡市)間に定期航路開設。同年小樽航路開設
明治33年 昭和28年	東防波堤築造 地方港湾鳥取港に指定
昭和44年 昭和49年 昭和50年 昭和51年 昭和52年 昭和53年	千代川河口処理・鳥取港整備促進期成同盟会発足 鳥取県地方港湾審議会設置 重要港湾鳥取港に指定 鳥取港港湾計画策定 運輸省直轄事業により第1防波堤着工 鳥取県と建設省との間で千代川河口付替事業の施工に関する基本協定締結
昭和54年 昭和55年 昭和58年 昭和61年	鳥取港港湾区域の変更 千代地区公有水面埋立(第1期計画)免許取得 建設省直轄事業により千代川河口を付替 千代地区公有水面埋立(第2期計画)免許取得 千代地区公有水面埋立(第1期計画)完成 千代地区公共ふ頭一部供用開始 鳥取港港湾計画改訂
昭和63年	千代地区公有水面埋立(第2期計画)部分完成
平成2年	鳥取港港湾計画軽易な変更 千代地区公有水面埋立(第2期計画)完成 千代地区公共ふ頭供用開始
平成4年 平成5年 平成7年 平成9年	西浜地区公有水面埋立免許取得 鳥取港港湾計画軽易な変更 25t吊水平引込式ジブクレーン設置 西浜地区公有水面埋立完成 鳥取港港湾計画改定
平成11年	千代地区ボートパーク供用開始(現賀露地区ボートパーク) 西浜地区漁港区供用開始
平成14年 平成15年 平成16年	鳥取港臨港地区の変更(漁港区の追加指定) 鳥取港港湾計画軽易な変更 鳥取・賀露みなとオアシス登録 千代地区新ボートパーク供用開始(現千代ボートパーク)
平成19年	鳥取港港湾計画軽易な変更(防波堤第8の追加指定) 耐震強化岸壁(3号岸壁)完成

2. 自然条件

港湾区域

鳥取港灯台から132度270mの地点を中心とした半径1,500mの円内の水面。

土質

本港の土質は、おおむね深度-20m付近まではN値20~30の細砂、-20m~30mはN値50以上の礫混細砂、または砂礫であり、-30m以深はシルト質粘土、シルト質砂が層をなしています。

潮流

本港沖合の潮流は、主に西から東へ流れ、最大流速は0.6ノット程度で船舶の航行に支障をきたすことはありません。

気候

鳥取の気候は年平均気温15で、1~2月の月平均が4.0と最も低く、月平均が20以上となるのは、6~9月の期間である。年降水量は約1,900mmで四季別では春が少なく、月平均110~127mmとなっており、夏から秋にかけて降水量は若干多くなっている。1971年以後の平均では、降雪の期間は長いですが、日数では約50日間程度であり、霧の発生は観測されていない。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
平均気温	3.9	4.0	7.1	12.9	17.4	21.5	25.6	26.6	22.1	16.3	11.3	6.6	14.6
降水量	187	164	127	110	126	154	198	127	235	143	158	175	1,898mm
日照時間	70	75	127	177	206	157	179	204	141	146	107	90	1,678時間

鳥取市1971~2000年平均
理科年表(平成16年)による。

3. 地理的条件

鳥取港と他港との海上距離

(単位:海里)

港名	海上距離	港名	海上距離	港名	海上距離
境	46	博多	251	ナホトカ	475
舞鶴	78	新潟	282	上海	723
敦賀	101	青森	497	福州	991
宇部	248	函館	489	香港	1,351
北九州	184	釜山	257	シンガポール	2,721

(1海里 = 1,852メートル)

資料:海上保安庁「距離表」

4. 交通網

近くなります鳥取県

※供用時期の年表記はすべて年度

←10年以内の完成を目標！→

**鳥取自動車道
(無料!)**

**将来は
約50分短縮!
(全線開通後)**

**鳥取県内開通→H21年度
全線開通→H20年代前半**



鳥取～大阪間 現在 約3時間20分 → 将来 約2時間30分に!
 (岡山県大原～西粟倉IC間を残して、H21年度末までに鳥取・兵庫県内区間が開通。H20年代前半に全線開通予定。)

H20.3.30 現在

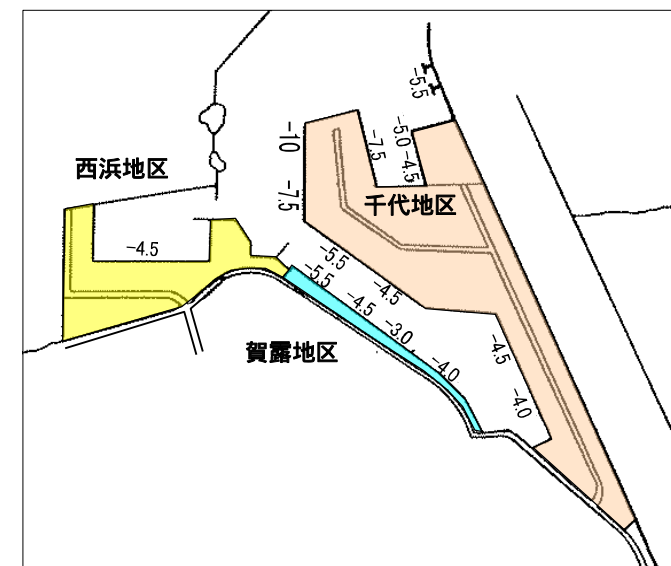
○=インターチェンジ(仮称を含む)
 ⊙=ジャンクション(仮称を含む)

5 . 公共施設の概要

	係留施設(岸壁、物揚場、棧橋、係船杭)					野積場		上 屋		給 水 栓		荷役機械	備考	
	名 称	水 深 (m)	延 長 (m)	対象船型 (重量トン)	バース数	名 称	面 積 (m ²)	棟 数	面 積 (m ²)	能 力 (t/h)	箇所数			
千 代	1号岸壁	-10.0	185	10,000	1	1号野積場	18,410	1	1,250	28	4	<1号、3号岸壁> 25t水平引込式 ジブクレーン1基 (6m ² バケット)		
	2号岸壁	-7.5	260	5,000	2	2号野積場	11,891			18	8			
	3号岸壁	-7.5	130	5,000	1	3号野積場	12,104	1	750	18	4			
	4号岸壁	-5.5	180	2,000	2	4号野積場	10,117			16	6			
	5号岸壁	-4.5	300	700	5	5号野積場	23,790			16	10			
	6号岸壁	-4.5	120	700	2	6号野積場	19,469			16	4			
	7号岸壁	-4.5	180	700	3	7号野積場	5,223			16	3			
	8号岸壁	-5.0	70	1,000	1									危険物専用
	9号岸壁	-4.5	60	700	1									"
	物揚場	-4.0	180	-	-					16	1			
	船揚場	-	90	-	-	南野積場	2,160							
石油ドルフィン	-5.5	-	2,000	(2)								未定		
賀 露	賀露1号岸壁	-5.5	90	漁船	1	野積場	5,436							
	賀露2号岸壁	-4.5	180	"	3									
	賀露1号物揚場	-3.0	240	"	-									
	賀露2号物揚場	-4.0	345	"	-									
西 浜	-4.5m岸壁	-4.5	560		-									

6 . 用地造成の概要

地区名	区 分	面 積	備 考	
千代地区	一 期	ふ 頭 用 地	98,900m ²	
		港 湾 関 連 用 地	77,100m ²	分譲中
		官 公 庁 用 地	9,100m ²	分譲中
	二 期	臨港道路、緑地用地	86,600m ²	
		ふ 頭 用 地	46,200m ²	
		危険物取扱施設用地	32,800m ²	分譲中
西浜地区	平成9年	臨港道路用地	5,100m ²	
		ふ 頭 用 地	4.6ha	
		港 湾 関 連 用 地	3.7ha	分譲中
		臨港道路、緑地用地	6.0ha	



7. 施設使用料率表

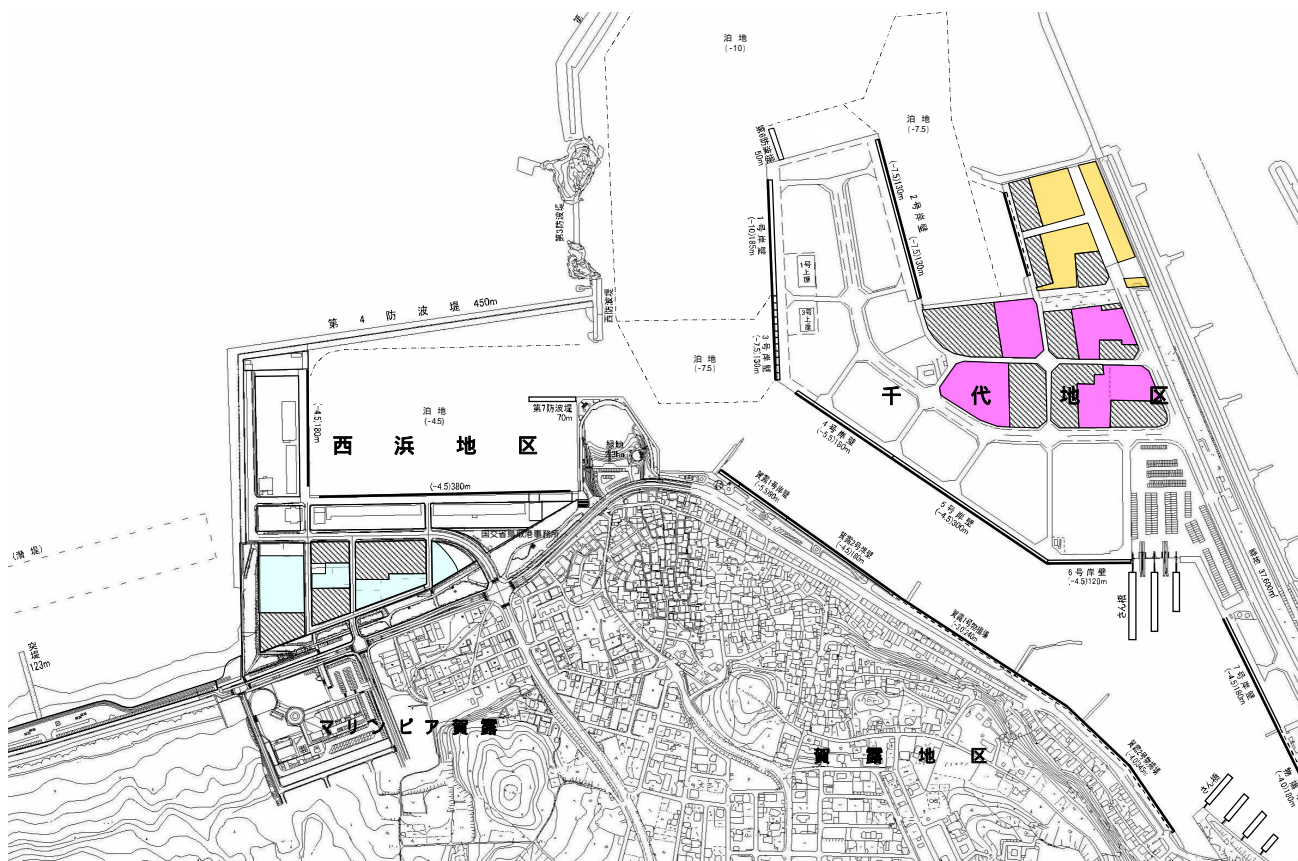
区 分		使 用 料		
		単 位	金 額	
岸壁及び物揚場	総トン数が5トン以上の船舶を係留する場合	外航船舶	総トン数1トンにつき 係留時間が6時間以下	3円
			係留時間が6時間を超え12時間以下	4円50銭
		外航船舶以外の船舶	総トン数1トンにつき 係留時間が12時間を超え24時間以下	6円
			係留時間が24時間を超え6時間までごと	1円50円加算
	貨物の一時置場として使用する場合	使用面積1㎡につき使用期間(荷役の日を除く。)のうち15日までの1日	6円30銭	
		使用面積1㎡につき使用期間(荷役の日を除く。)のうち15日を超えるの1日	8円40銭	
	鳥取港の商港区内の7号岸壁及び物揚場を使用する場合	長さが10メートル未満の船舶を係留するとき	1隻につき1日	1,500円
			1隻につき1月	15,000円
		長さが10メートル以上の船舶を係留するとき	1隻につき1日	1,800円
			1隻につき1年	18,000円
ボートパーク	マリーナ港区に隣接する棧橋以外の棧橋を使用する場合	長さが6メートル未満の船舶を係留するとき	1隻につき1月 8,000円 1隻につき1年 80,000円	
		長さが6メートル以上8メートル未満の船舶を係留するとき	1隻につき1月 12,000円 1隻につき1年 120,000円	
		長さが8メートル以上10メートル未満の船舶を係留するとき	1隻につき1月 15,000円 1隻につき1年 150,000円	
		長さが10メートル以上の船舶を係留するとき	1隻につき1月 18,000円 1隻につき1年 180,000円	
		長さが6メートル未満の船舶を係留するとき	1隻につき1月 8,400円 1隻につき1年 84,000円	
	マリーナ港区に隣接する棧橋を使用する場合	長さが6メートル以上8メートル未満の船舶を係留するとき	1隻につき1月 12,500円 1隻につき1年 125,000円	
		長さが8メートル以上10メートル未満の船舶を係留するとき	1隻につき1月 15,700円 1隻につき1年 157,000円	
		長さが10メートル以上の船舶を係留するとき	1隻につき1月 18,800円 1隻につき1年 188,000円	
		長さが6メートル未満の船舶を保管するとき	1隻につき1月 4,200円 1隻につき1年 42,000円	
	マリーナ港区の陸上保管施設を使用する場合	長さが6メートル以上8メートル未満の船舶を保管するとき	1隻につき1月 6,250円 1隻につき1年 62,500円	
長さが8メートル以上10メートル未満の船舶を保管するとき		1隻につき1月 7,850円 1隻につき1年 78,500円		
長さが10メートル以上の船舶を保管するとき		1隻につき1月 9,400円 1隻につき1年 94,000円		
荷役機械		1時間につき	5,000円	
	1週間につき	224,000円		

区 分		使 用 料	
		単 位	金 額
上屋	一般使用する場合	使用面積1㎡につき使用期間のうち3日までの1日	11円50銭
		使用面積1㎡につき使用期間のうち3日を超え15日までの1日	16円80銭
使用面積1㎡につき使用期間のうち15日を超え30日までの1日		22円	
使用面積1㎡につき使用期間のうち30日を超える1日		28円30銭	
	専用使用する場合	使用面積1㎡につき1月(1月未満の端数については1月とする。)	451円
野積場	未舗装の野積場を使用する場合	防塵柵があるとき	使用面積10㎡につき1日 18円90銭
		防塵柵がないとき	10円50銭
	舗装された野積場を使用する場合	防塵柵があるとき	使用面積10㎡につき使用期間のうち30日までの1日 29日40銭 使用面積10㎡につき使用期間のうち30日を超える1日 39円90銭
		防塵柵がないとき	使用面積10㎡につき使用期間のうち30日までの1日 21円 使用面積10㎡につき使用期間のうち30日を超える1日 31円50銭
船舶の施設のための給水	土曜日、日曜日、祝日、振替休日及び12月29日～1月3日までの日を除く8時30分～17時15分まで	外港船舶	484円
		外港船舶以外の船舶	508円
	上記以外の時間	外港船舶	726円
		外港船舶以外の船舶	762円
港湾施設用地	工作物を設置する場合	建物	使用面積1㎡につき1年 710円
		第1種電柱	1,000円
		第2種電柱	1,600円
		第3種電柱	2,200円
	その他柱類	72円	
	水道、下水道、ガス管、その他の管類	外径が0.4m未満のもの	190円
		外径が0.4m以上1m未満のもの	480円
	外形が1m以上のもの	950円	
看板または広告板	表示面積1㎡につき1年	4,400円	
その他の工作物	表示使用面積1㎡につき1年	710円	
工作物を設置しない場合	使用面積1㎡につき1月	60円	

8. 利用計画

人と物が行きかう港町

海から陸へ、陸から海へ、それぞれの輸送に応じた機能を持つ物流の基地を目指して、鳥取港の千代地区には、岸壁・物揚場・野積場を設置するとともに、港湾関連用地、危険物取扱施設用地を倉庫等の物流関連施設用地として分譲しています。また、海と陸の接点である港湾空間で地域の住民がその良さを楽しんでもらうための空間として緑地等を設置しています。



分譲計画（千代地区・西浜地区）

分譲箇所

地区名	名称	分譲面積 (㎡)
千代地区	港湾関連用地	29,361
	危険物取扱用地	15,298
西浜地区	港湾関連用地	12,227

分譲価格

(平成20年6月現在)

千代地区	10,700円/㎡
西浜地区	15,200円/㎡

港湾関連用地	鳥取港を利用する木材、米穀類、砂、セメント、金属類、軽工業品、水産品等の流通貨物を取扱う業種
危険物取扱施設用地	鳥取港を利用し、重油及び石油製品等の危険物を取扱う業種

鳥取港についてのお問い合わせは

鳥取県県土整備部空港港湾課

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地 TEL 0857-26-7380

FAX 0857-26-8310

e-mail kuukoukouwan@pref.tottori.jp

鳥取県県土整備部鳥取港湾事務所

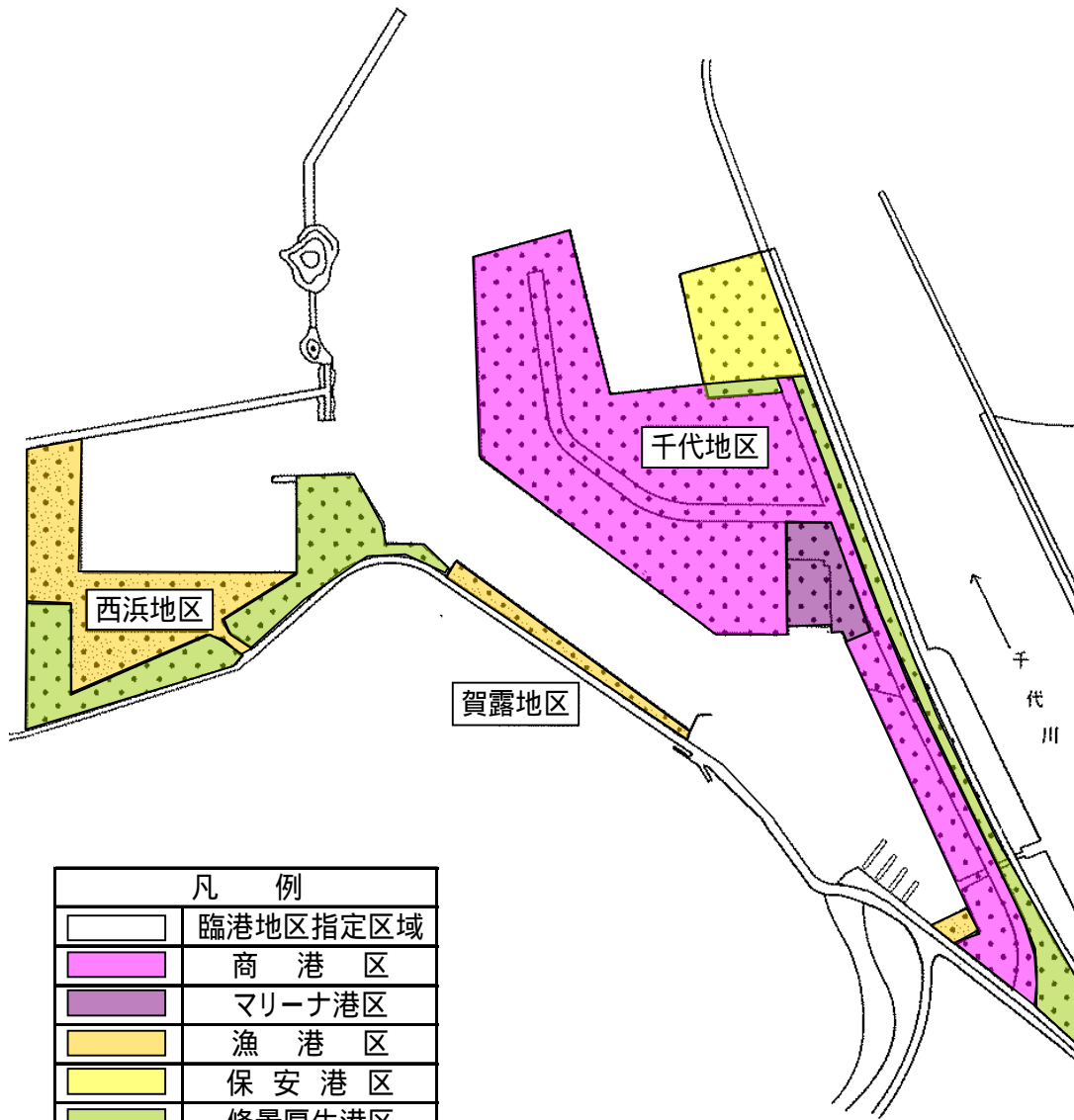
〒680-0906 鳥取市港町8番地

TEL 0857-28-2432

FAX 0857-28-2485

e-mail tottorikowan@pref.tottori.jp

9. 臨港地区図



凡 例	
	臨港地区指定区域
	商 港 区
	マリーナ港区
	漁 港 区
	保安港区
	修景厚生港区

商 港 区	<ol style="list-style-type: none"> 1. 港湾法第2条第5項第2号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設(危険物置場及び貯油施設を除く。) 2. 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、通運事業、その他知事が指定する事業を営むものの事業所 3. 税関、地方運輸局、海上保安部その他知事が指定する官公署の事務所 4. 飲食店営業及び物品販売業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項または第6項に規定する風俗営業または、店舗型風俗特殊営業に該当するものを除く。)を営むための施設
マリーナ 港区	<ol style="list-style-type: none"> 1. 港湾法第2条第5項第2号から第5号、第8号の2から第9号の3まで及び第10号の2までに掲げる港湾施設 2. スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他船舶(以下「レクリエーション用船舶」という。)のための用具の倉庫及び船舶を陸上に架設するための施設 3. レクリエーション用船舶の利用者のための集会所その他知事が指定する福利厚生施設 4. 税関、地方運輸局、海上保安部その他知事が指定する官公署の事務所 5. 飲食店営業及び物品販売業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項または第6項に規定する風俗営業または、店舗型風俗特殊営業に該当するものを除く。)を営むための施設その他知事が指定する便益施設
漁 港 区	<ol style="list-style-type: none"> 1. 港湾法第2条第5項第2号、第4号、第5号、第9号から第9号の3まで及び10号の2に掲げる港湾施設 2. 漁船のための係留施設、給油施設、給水施設及び給氷施設 3. 漁船の修理施設、造船施設及びこれらの付帯施設 4. 荷さばき所、その他水産物の処理のための施設 5. 冷蔵倉庫、冷凍倉庫その他水産物の保管のための施設 6. 製氷工場及び冷凍工場その他水産物の加工工場並びにこれらの付帯施設 7. 網干し場その他漁具の補修又は保管のための施設 8. 漁船乗組員及び漁業関係労働者の休泊所、診療所その他の福利厚生施設 9. 漁業会社、漁業協同組合その他知事が指定する団体及び業者の事務所 10. 税関、地方運輸局、海上保安部その他の知事が指定する官公署の事務所
保安 港区	<ol style="list-style-type: none"> 1. 港湾法第2条第5項第2号から第6号まで及び第8号の2から第10号の2までに掲げる港湾施設 2. 危険物置場、危険物倉庫及び貯油施設 3. 消化施設その他の危険防止施設 4. 給油業者及び危険物を取扱う業者の事務所 5. 海上保安部、警察署、消防署その他知事が指定する官公署の事務所
修景 厚生 港区	<ol style="list-style-type: none"> 1. 港湾法第2条第5項第2号から第5号まで及び第9号の2から第10号の2までに掲げる港湾施設 2. 税関、地方運輸局、海上保安部その他の知事が指定する官公署の事務所 3. 売店その他知事が指定する便益施設

備考: この表において、「商港区」「マリーナ港区」「漁港区」「保安港区」及び「修景厚生港区」とは、知事が鳥取港の臨港地区内において指定した分区をいう。